

＊譲渡ボランティアの登録基準

共通事項	(1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを積極的に行うこと。 (2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。 (3) 3年間以上の譲渡活動経験があること。 (4) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。また、必要に応じて獣医師の治療を受けさせること。 (5) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律その他関連法令等を遵守していること。 (6) 新たな飼主へ譲渡動物を譲渡するに当たっての取り決めに記載した書類をセンターに提出すること。 (7) 譲渡動物に関して金銭を徴収する場合は、その内訳及び使途を収支報告等によりセンターに提出すること。
団体	(1) 第20条及び第21条に規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。 (2) 代表者、指定メンバー及び飼養施設の管理責任者は、成人であること。 (3) 代表者及び指定メンバーは、第5条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第6条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (4) 飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。
個人	(1) 成人であること。 (2) 第5条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第6条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (6) センターが実施する講習会を受講していること。